

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年4月1日

監査委員訓令第1号

改正 平成25年5月24日監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「委員」という。）に関する事務及びその他処務について必要な事項を定めるものとする。

(補助職員)

第2条 委員に関する事務を補助する職として、書記その他職員を置く。

2 書記は、委員の命を受け、事務をつかさどる。

(事務分掌)

第3条 事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 監査、検査及び審査等に関すること。

(2) 監査及び検査の執行計画の立案に関すること。

(3) 定例監査、出納検査その他監査事務の結果の報告に関すること。

(4) 監査委員会議に関すること。

(5) 物品の整理及び保管に関すること。

(6) 公印の保管に関すること。

(7) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。

(8) 公表に関すること。

(9) その他監査事務に関すること。

(文書記号)

第4条 文書番号には、「群広監」の記号を付するものとする。

(公印の種類等)

第5条 公印は、朱印とし、その種類、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(準用)

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理、職員の服務、文書の取扱い及び公印の取扱い等については、群馬県後期高齢者医療広域連合の条例、規則等を準用する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 24 日 監査委員訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

公印の種類	ひな型	書体	寸法	用途	保管者
監査委員印	群馬県後期 高齢者医療 広域連合監 査委員之印	てん書	21mm×21 mm	監査委員 名をもつ てする文 書用	総務課長
代表監査委 員印	群馬県後期 高齢者医療 広域連合代表 監査委員印	てん書	21mm×21 mm	代表監査 委員名を もつてす る文書用	総務課長
監査委員職 務執行者印	群馬県後期高 齢者医療広域 連合監査委員 職務執行者印	てん書	21mm×21 mm	監査委員 職務執行 者名をも つてする 文書用	総務課長

(平 25 監査委員訓令 1 ・ 一部改正)